

原議保存期間3年
(令和9年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事務連絡
令和6年1月26日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として自衛官診療証が用いられた場合の自衛官診療証記号・番号等の取扱いに関する留意事項等について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第7条第1号ホの規定により、自衛官診療証は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることが認められています。

他方、防衛省より発出された別添「自衛官診療証記号・番号等の告知要求制限について（令和6年1月11日付け事務連絡）」のとおり、令和4年4月に公布された防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第26号）により、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に、自衛官診療証に記載された発行者符号及び自衛官診療証記号・番号（以下「自衛官診療証記号・番号等」という。）について、給付事務又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、本年4月1日から施行されることとなっているところ、自衛官診療証を本人確認書類として顧客等の本人特定事項の確認を行う際の留意事項等については、下記のとおりですので、各省庁におかれましては、自衛官診療証記号・番号等の適切な取扱いが行われるよう所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡は、防衛省人事教育局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 本人特定事項の確認の際の留意事項について

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として自衛官診療証の提示を求めることは可能ですが、当該自衛官診療証の

自衛官診療証記号・番号等を書き写すことがないようお願いいたします。この場合において、当該自衛官診療証の写しをとる際には、当該写しの自衛官診療証記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

自衛官診療証の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等に対し自衛官診療証記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けるようお願いいたします。また、自衛官診療証記号・番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合については、自衛官診療証記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。

なお、自衛官診療証が本人確認書類として用いられた場合における、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項については、当該自衛官診療証を特定するに足りる事項として、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要があります。

2 顧客等への案内の際の留意事項について

本人特定事項の確認に際して自衛官診療証記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないようお願いいたします。

例えば、ホームページやリーフレット等に「自衛官診療証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意してください。

(連絡先)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課

(03-3581-0141 内線4429)

事務連絡
令和6年1月11日

各府省等法令担当課長 殿

人事教育局給与課長
人事教育局衛生官

自衛官診療証記号・番号等の告知要求制限について

自衛官診療証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられているものと承知しています。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第26号）により、自衛官診療証記号・番号等（同法による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第22条第6項に規定する自衛官診療証記号・番号等をいう。以下同じ。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和6年4月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として自衛官診療証記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

本人確認等のために自衛官診療証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれては、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

自衛官診療証記号・番号等については、自衛官診療証に記載がなされている。今後も、本人確認等のために自衛官診療証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

- ・ 自衛官診療証の提示を受ける場合には、当該自衛官診療証の自衛官診療証記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該自衛官診療

証の写しをとる際には、当該写しの自衛官診療証記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

- 自衛官診療証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し自衛官診療証記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、自衛官診療証記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- 自衛官診療証記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「自衛官診療証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎ 防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（抄）

（療養等）

第二十二條 （略）

2～5 （略）

6 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）を利用する者として防衛省令で定める者（次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

7 防衛大臣等以外の者は、給付事務及びこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等の利用が特に必要な場合として防衛省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

8 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

9 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

10 防衛大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

11 防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

12 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第八項若しくは第九項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

13 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

14 第十二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。